



2024年11月

受益者の皆様へ

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

**追加型証券投資信託
「スパークス・少数精鋭・日本株ファンド」
信託終了（繰上償還）にかかる書面決議手続きのお知らせ**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、ご投資いただいております追加型証券投資信託「スパークス・少数精鋭・日本株ファンド」（以下、「当ファンド」といいます。）につきまして、下記の通り、信託終了（繰上償還）の手続きを行う予定ですのでお知らせ申し上げます。

この信託終了（繰上償還）につきましては、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、当ファンドにおいて書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を経て実施いたします。

受益者の皆様におかれましては、本書面および「書面決議参考書類」をご確認いただき、当ファンドの信託終了（繰上償還）に関する賛否および必要事項を「議決権行使書面」にご記入のうえ、弊社までご郵送くださいますようお願い申し上げます。

なお、「議決権行使書面」をご返送いただかない場合は賛成するものとみなされます。

従いまして、当ファンドの繰上償還にご賛成いただける場合、特に必要なお手続きはございません。

今般の手続きにつきまして、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

■ 必要なお手続きについて

賛成の場合 → お手続きの必要はございません。

ご返信がない場合はご賛成いただいたものとみなしますので「議決権行使書面」をご郵送いただく必要はございません。

反対の場合 → 「反対」の意思表示を行ってください。

「5. 書面決議の方法等」をご参照いただき、「議決権行使書面」をご郵送ください。

本件に関するお問い合わせは、以下までお問い合わせください。

なお、お客様の口座内容等に関するご照会は、ご購入されました販売会社にお問い合わせください。

スパークス・アセット・マネジメント株式会社 リテール・ビジネス・デベロップメント部
電話：03-6711-9170（代表） 受付時間：営業日の9時～17時

敬具



記

1. 信託終了（繰上償還）の対象となる証券投資信託の名称
追加型証券投資信託「スパークス・少数精鋭・日本株ファンド」

2. 信託終了（繰上償還）の理由

当ファンドにつきましては、投資信託約款において、受益権の総口数が 10 億口を下回ったとき、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときには、書面決議の可決をもって、受託会社と合意のうえ、繰上償還させることができると規定しています。

当ファンドは、2013 年 8 月 30 日に設定し、運用を行ってまいりましたが、受益権口数が信託約款の繰上償還条項（第 41 条第 1 項）に定める 10 億口を下回っており、当ファンドの純資産総額の大幅な増加の見込みは困難な状況であることから、信託約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託終了（繰上償還）の手続きを行うことといたしました。

3. 書面決議に関するスケジュール

この投資信託約款の変更に関する書面決議の手続きは、以下の日程にて進めてまいります。

| | |
|-------------------|---------------------------------|
| 書面決議の対象受益者の確定日 | 2024 年 11 月 26 日（火） |
| 議決権行使書面による議決権行使期間 | 2024 年 12 月 17 日（火）まで |
| 書面による決議の日 | 2024 年 12 月 18 日（水）（繰上償還の可否決定日） |
| 繰上償還予定日 | 2025 年 2 月 19 日（水） |

※ 公告は弊社のホームページに掲載します。

※ 書面による議決権の行使については、2024 年 11 月 26 日（火）現在の受益者（2024 年 11 月 25 日（月）までに購入申込み受付をされた方）の皆様を対象としております。

4. 書面決議に関する事項

この書面による決議は、議決権を有する受益者の議決権の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決されます。

<本議案が可決された場合>

当ファンドは、2025 年 2 月 19 日（水）をもって繰上償還いたします。

<本議案が否決された場合>

当ファンドの繰上償還は行いません。

5. 書面決議の方法等

本議案に反対される受益者の方は、同封の「議決権行使書面」に必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒にて、2024 年 12 月 17 日（火）必着として、下記までご郵送ください。

〒108-8790 東京都港区港南 1 丁目 2 番 70 号 品川シーズンテラス
スパークス・アセット・マネジメント株式会社
リテール・ビジネス・デベロップメント部 議決権行使書面受付窓口 宛

議決権の行使期限：2024 年 12 月 17 日（火）必着〔当日到着分までを有効とさせていただきます。〕



【ご注意事項】

① 重複行使の場合の取扱い

議決権の行使期限までに、同一の受益者の方が重複して議決権を行使された場合で、行使内容が異なるときは、すべて無効とさせていただきます。

② 賛成・反対の表示がない場合の取扱い

議決権行使書面（賛成・反対のいずれかにも○印がついていないもの）をご郵送頂いた場合は、賛成したものとしてお取扱いさせていただきます。

③ 行使期限までに議決権行使書面をご郵送されない場合の取扱い

本決議に賛成したものとしてお取扱いさせていただきます。

※個人情報の取扱いに関して

書面決議に際して、委託会社へ送付いただいた個人情報は内容確認のため販売会社と共有されることがあります。また、書面決議に際して、委託会社、販売会社および受託会社へいただいた個人情報は、「スパークス・少数精鋭・日本株ファンド」の信託契約の終了に関して、投資信託及び投資法人に関する法律第 17 条に係る書面決議の議決権口数の管理の手続きのみを利用目的とし、他の目的には使用いたしません。

※書面決議に係る議決権行使期間中であっても、また、反対を申し立てたか否かにかかわらず、取扱販売会社においては、通常通り、当ファンドのご換金のお申込みの受付けを行います。

以上

(ご参考)

スパークス・少数精鋭・日本株ファンド
信託終了（繰上償還）に係る書面決議参考書類

1. 投資信託契約の解約の相当性に関する事項

当ファンドにつきましては、投資信託約款において、受益権の総口数が10億口を下回ったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときには、書面決議の可決をもって、受託会社と合意のうえ、繰上償還させることができると規定しています。

当ファンドは、2013年8月30日に設定し、運用を行ってまいりましたが、受益権口数が信託約款の繰上償還条項（第41条第1項）に定める10億口を下回っており、当ファンドの純資産総額の大幅な増加の見込みは困難な状況であることから、信託約款の規定に基づき、信託契約を解約し、繰上償還の手続きを行うことといたしました。

2. 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日

2025年2月19日（水）（繰上償還日）

3. 投資信託契約の解約の中止に関する条件

書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成が得られなかった場合には、当該信託終了（繰上償還）は中止されます。

4. 直前に作成された財産状況開示資料等の内容

次ページ以降、【財務諸表】をご参照ください。

5. 上記4. の財産状況開示資料等の作成後に生じた投資信託財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. 投資信託契約の解約の理由

上記1.に同じ。

7. 投資信託契約の解約に関する事項について受益者の不利益となる事実

該当事項はありません。

【財務諸表】

「スパークス・少数精鋭・日本株ファンド」

(1) 【貸借対照表】

| 区分 | 第10期計算期間末 (2023年8月25日現在) | 第11期計算期間末 (2024年8月26日現在) |
|------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| | 金額 (円) | 金額 (円) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 7,501,722 | 7,481,004 |
| 親投資信託受益証券 | 602,676,493 | 599,765,957 |
| 未収入金 | 335,989 | 1,658,203 |
| 未収利息 | — | 22 |
| 流動資産合計 | 610,514,204 | 608,905,186 |
| 資産合計 | 610,514,204 | 608,905,186 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 335,989 | 1,658,203 |
| 未払受託者報酬 | 171,407 | 163,677 |
| 未払委託者報酬 | 6,170,552 | 5,892,325 |
| 未払利息 | 20 | — |
| その他未払費用 | 342,689 | 327,229 |
| 流動負債合計 | 7,020,657 | 8,041,434 |
| 負債合計 | 7,020,657 | 8,041,434 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 209,444,702 | 185,726,674 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金 (△) | 394,048,845 | 415,137,078 |
| (分配準備積立金) | 151,498,004 | 182,906,584 |
| 元本等合計 | 603,493,547 | 600,863,752 |
| 純資産合計 | 603,493,547 | 600,863,752 |
| 負債純資産合計 | 610,514,204 | 608,905,186 |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

| 区分 | 第10期計算期間 | 第11期計算期間 |
|---|------------------------------|------------------------------|
| | 自 2022年8月26日 至 2023年8月25日 | 自 2023年8月26日 至 2024年8月26日 |
| | 金額（円） | 金額（円） |
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | — | 415 |
| 有価証券売買等損益 | 96,438,070 | 80,596,096 |
| 営業収益合計 | 96,438,070 | 80,596,511 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 2,568 | 1,270 |
| 受託者報酬 | 337,543 | 326,118 |
| 委託者報酬 | 12,151,340 | 11,740,283 |
| その他費用 | 674,836 | 652,003 |
| 営業費用合計 | 13,166,287 | 12,719,674 |
| 営業利益又は営業損失（△） | 83,271,783 | 67,876,837 |
| 経常利益又は経常損失（△） | 83,271,783 | 67,876,837 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | 83,271,783 | 67,876,837 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | 14,091,523 | 6,246,537 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | 338,977,193 | 394,048,845 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 90,349,508 | 41,994,995 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額 | 90,349,508 | 41,994,995 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 104,458,116 | 82,537,062 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額 | 104,458,116 | 82,537,062 |
| 分配金 | — | — |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 394,048,845 | 415,137,078 |